

# DB年金向け監査の実施について (通知発出:DB)

対象先	DB年金	厚生基金	適格年金	退職金	DC
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ご参考にDB年金以外のお客様にも送付させていただきます。

## ポイント

標記につき今般通知※<sup>1</sup>が発出されましたのでご案内致します。  
法令上※<sup>2</sup>、DB年金(規約型・基金型)に対して厚生労働大臣が実施状況の報告の徴収や監督を行うと定められていますが、その具体的な内容が今回定められたものです。

なお、DB年金の事業運営基準※<sup>3</sup>には基金型DBの監事が行う監査について規定がありますが、今回定められた監査はDB法第101条・同第102条の趣旨により地方厚生(支)局が任意に選定したDB年金に対して書面を送付する等により監査を行うものです。

※<sup>1</sup> 「確定給付企業年金法に基づく監査の実施について」平成22年11月1日年発1101第1号

※<sup>2</sup> DB法第101条・同第102条

※<sup>3</sup> 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号

## 地方厚生(支)局が行う監査の概要

	一般監査		特別監査
	書面監査	実地監査	
対象	設立から概ね3年を経過しているDB年金の中から地方厚生局が選定するもの	書面監査を行ったDB年金のうち、事実確認等を行う必要があるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>受給者や加入者等から法令違反の疑いがある等の通報があったDB年金のうち特別に監査を行う必要があるもの</li> <li>実地監査において是正等の命令を行ったDB年金のうち特別に監査を行う必要があるもの</li> </ul>
実施方法	地方厚生局から送付される書面にDB年金が記入し、提出	地方厚生局の監査職員が事業所等に赴き書類の閲覧や関係者からの聴取等を行う	
実施時期	毎年度、4月から9月までを上半期、10月から翌年3月までを下半期として、半期毎に実施※ <sup>4</sup>		

※<sup>4</sup> 開始時期は通知上明記されていませんが、平成22年度内に開始することを行政宛確認しております。